第五条第五項	指定訪問介護事業者	第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準第五条第一項から第四項までに規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の
第七条第二項	指定訪問介護事業者	第五条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準第七条第一項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の

2　前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準第四十一条第三項及び第四十三条第二項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一条第三項	基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準第四十条第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	同項及び同条第二項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の
第四十三条第二項	基準該当訪問介護の事業	第四十一条第三項に規定する第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準第四十二条第一項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の

（介護予防通所介護に関する経過措置）

第四条　旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

一　旧指定居宅サービス等基準第九十三条第一項第三号及び第八項、第九十五条第四項、第百六条第一項第三号及び第七項並びに第百八条第四項の規定

二　旧地域密着型サービス基準第百三十一条第十三項の規定

三　旧介護予防サービス等基準第一条、第八条から第十四条まで（第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。）、第十五条（第百七条において準用する場合に限る。）、第十六条（第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。）、第十七条（第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。）、第十九条（第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。）、第二十一条（第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。）、第二十三条（第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。）、第二十四条（第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。）、第三十条から第三十三条まで（第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。）、第三十四条第一項から第四項まで（第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。）、第三十四条第五項及び第六項（第百七条において準用する場合に限る。）、第三十四条の二から第三十六条まで（第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。）、第九十六条から第百十五条まで、第百七十九条、第百八十条第四項、第百八十三条第一項及び第百八十四条の規定

四　第十条による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第五十六条第十二項の規定

五　旧情報通信技術利用省令の規定（介護予防通所介護計画に係る部分に限る。）

第五条　前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準第九十七条第一項第三号及び第八項並びに第九十九条第四項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十七条第一項第三号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）	法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第一号通所事業
第九十七条第八項	指定通所介護事業者	指定介護予防通所介護又は当該第一号通所事業
	指定通所介護の事業	第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
	指定居宅サービス等基準第九十三条第一項から第七項までに規定する	当該第一号通所事業
		市町村の定める当該第一号通所事業の